

長 建 協 発 第 6 6 号
平成 2 3 年 5 月 1 1 日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

平成 2 3 年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する報告につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条の 3 第 7 項において、産業廃棄物管理票交付者は報告書を作成し、都道府県知事へ提出することとされております。

今年度におきましても、産業廃棄物管理票を交付する排出事業者等におかれては、平成 2 3 年 6 月 3 0 日（木）までに、平成 2 2 年 4 月 1 日～平成 2 3 年 3 月 3 1 日に交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況を県（長崎市内及び佐世保市内の事業場はそれぞれの市）に提出する必要があります。

つきましては、標記について、長崎県環境部廃棄物対策課長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、電子マニフェストを活用している場合は、情報処理センターが集計して報告を行うため、事業者自ら報告する必要はございません。

また、電子マニフェストの導入には、事務の効率化、法令の遵守、データの透明性といったメリットがありますので、これを機に電子マニフェスト導入について、ご検討方よろしくお願い申し上げます。（電子マニフェストに関する情報は、下記の財団法人日本産業廃棄物処理振興センターホームページをご参照願います。）

☆（財）日本産業廃棄物処理振興センターＨＰ <http://www.jwnet.or.jp/>